

第4回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年4月17日(月)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 4件)
- 議案第3号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 2件)
- 議案第4号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について (申請件数 2件)
- 議案第5号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 5件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席
した者(事務局)

事務局長	中村 顕治
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	川島 一利

午後4時01分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第4回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、3番加藤武委員と10番宮崎義憲委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について1件の申請がございました。

譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

譲受人は、立川市で本人含め家族4人で農業経営をしている方で、今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

本日、午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付

け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、申請番号1番につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認したいと思ひます。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、4件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成5年5月19日に相続

し、前回調査は、令和2年4月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年9月19日に相続し、前回調査は、令和2年4月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成28年8月20日に相続し、前回調査は、令和2年4月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成7年9月7日に相続し、前回調査は、令和2年4月15日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4番
(荒幡 善政君)

本日、午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、梅、ニンニク、キヌサヤ、ホウレンソウなどが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①、②、⑤、⑥、⑦、⑧の農地は、お茶が栽培されておりました。③の農地は、ブルーベリーが栽培されており、一部作付け準備中でした。④の農地は、タマネギ、ジャガイモが栽培されてお

議 長
(石川 裕一君)

り、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①、②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、コマツナ、ネギが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、申請番号1番につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、峰岸委員。

1 1 番
(峰岸 豊君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、加藤委員。

3 番
(加藤 武君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員	なし。
議長 (石川 裕一君)	御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委員	異議なし。
議長 (石川 裕一君)	<p>ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (井上ひとえ君)	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>議案第3号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、2件申請がございました。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき利用権の設定を行うものでございます。</p> <p>申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。</p> <p>利用権設定の期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間となります。</p> <p>申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。</p> <p>利用権設定の期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間となります。</p> <p>なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号1番、2番の方は同じ人で、本市の新規就農者でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (石川 裕一君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしくお願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、申請番号1番、2番の方は同じ人で、本市の新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思ひます。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺ひます。

はい、荒幡委員。

4 番
(荒幡 善政君)

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思ひます。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号）第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間でございます。

なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料の48ページから51ページに記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間でございます。

なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料の54ページから57ページに記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、ネギ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、加藤委員。

3 番
(加藤 武君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第5号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が1件ございました。

ご案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、八王子市の新規就農者でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を荒幡部会長に報告していただきます。

それでは荒幡部会長、よろしく願いいたします。

4 番
(荒幡 善政君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、八王子市の新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われま

す。以上のことから、議案第5号につきましては、承認してよろしいかと思

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

11番
(峰岸 豊君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願

議長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、3件申請がございました。

本件は農地法第4条第1項第8号の規定に基づく申請で

	ざいます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番、3番が共同住宅、申請番号2番が一般住宅でございます。 以上でございます。
議 長 (石川 裕一君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。 はい、内野委員。
9 番 (内野 一彦君)	1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。
議 長 (石川 裕一君)	はい、波多野委員。
1 番 (波多野雅之君)	2番、3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。
議 長 (石川 裕一君)	他にございませんか。
委 員	なし。
議 長 (石川 裕一君)	御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。 次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、5件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それではご説明いたします。 報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、5件ございます。本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。 転用目的につきましては、申請番号1番、4番が一般住宅、申請番号2番、3番が駐車場、申請番号5番が分譲住宅でござ

議 長
(石川 裕一君)

います。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、2番、3番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

はい、奥住委員。

6 番
(奥住 雄一君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

5番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第4回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 2 3 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 5 年 4 月 1 7 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩